

あさきた里山マスター認定制度実施要領

1 制度の目的

安佐北区及びその周辺部において、地域住民に身近な山登りの対象として親しまれ、登山道や山頂の維持管理等、住民の手によって守り継がれてきた里山を区の魅力資源として広く区内外に周知するため、より多くの山に登った人を、登った数に応じて段階的に「あさきた里山マスター」に認定し顕彰する制度を創設する。

これにより、これまで地元住民以外には知られていなかった里山に登山者が訪れ、注目されることによって地域住民自らが地域の宝として再認識し、まちづくりのきっかけになるなど、地域の魅力向上とまちづくり意識の醸成に資することを目的とする。

2 制度の実施主体

この制度の実施主体は、安佐北区市民部地域起こし推進課（以下「地域起こし推進課」という。）とする。

3 認定対象の山

- (1) 別表に挙げる、区内に山頂又は登山口があり、国土地理院の2万5千分の1地図で名前の付いている38山及び安芸高田市・安芸太田町・北広島町に山頂又は登山口がある1山の計39山とする。
- (2) 制度の目的に合致する範囲において、(1)の基準に該当しない山を認定対象に加えることができる。

4 認定の種別と基準

- (1) 認定対象の山に登った数に応じて、5峰以上を「ブロンズマスター」、10峰以上を「シルバーマスター」、20峰以上を「ゴールドマスター」、39峰(全山踏破)を「クリスタルマスター」として認定する。
- (2) より多くの山を知っていただく趣旨から、同じ山に何度登っても認定数は1峰とする。
- (3) 2010年1月1日以降に登った山を対象とする。
- (4) 「5 認定の手順」に定める認定申請の時点において、10峰以上、20峰以上又は39峰の登頂を達成している者は、遡って前段階の認定を重複して受けることはできない。

5 認定の手順

- (1) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1の「あさきた里山マスター認定申請書」に登頂を証明する書類等を添えたもの（以下「申請書類等」という。）を地域起こし推進課に提出するものとする。
なお、すでに認定を受けたことのある者は、その認定の対象となった山の登頂を証明する書類等の提出を省略することができる。
- (2) 「可部連山トレイルラン in あさきた」を完走した者は、完走証の写しを提出することにより、堂床山及び可部冠山の登頂を確認できるものとする。
- (3) 登頂を証明する書類等とは、山頂で撮影した写真、同行者の確認書(様式2)の提出その他客観的に申請者が登頂したことを確認できるものとする。
- (4) 申請書類等の提出は、持参、郵送のほか、全ての申請書類等の確認が確実にできる方法によるものとする。
- (5) 申請の受理は、認定に必要な全ての申請書類等の提出があった時点とする。
- (6) 地域起こし推進課は、申請書類等を審査し、認定の基準に達していることが確認できたときは、申請の受理の早い順に認定する。

6 顕彰

- (1) 認定を受けた者（以下、「被認定者」という。）には認定を証するタグプレートを交付する。
- (2) 被認定者のうち、希望する者を安佐北区ホームページへ認定順に掲載し紹介する。

7 認定の取消し

被認定者の申請に誤りがあり、認定の基準に達していないことが明らかになったときは、認定を取消し、タグプレートを返還させるものとする。

8 個人情報の取扱い

この制度において収集した申請者の個人情報は、申請者との連絡調整以外には使用しない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項は、地域起こし推進課が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。